

第20回兵庫連盟合同野営大会

スカウトの祭典

HHAC2024

基本実施要項



兵庫県宍粟市一宮町公文 ろくろしの森キャンプ場

令和6年8月13日(火)～8月18日(日)

日本ボーイスカウト兵庫連盟

目 次

第1章	開催の趣旨	4
第2章	名 称	4
第3章	テーマ	4
第4章	主催・後援	4
4-1	主 催	4
4-2	後 援	4
第5章	会場の地理的条件	5
5-1	会 場	5
5-2	会場の背景	5
5-3	公共交通アクセス	5
5-4	道路アクセス	5
第6章	開催期間	5
6-1	期 間	5
6-2	開場と閉場	5
6-3	参加者の入・退場	5
第7章	参加者・参加資格	6
7-1	参加者	6
7-2	参加資格	6
第8章	参加費	6
8-1	参加費	6
8-2	参加費の用途	7
第9章	参加章と入場許可	7

第 10 章	参加申し込み	7
10-1	仮申し込み	7
10-2	本(確定)申し込み	7
第 11 章	到着手続き	7
第 12 章	組織と運営	8
12-1	運営組織.....	8
12-2	参加隊編成	9
12-3	運営本部の任務	9
12-4	野営本部の任務	10
12-5	風の鷲本部の任務.....	10
第 13 章	大会本部が用意する諸設備	10
13-1	設営地.....	10
13-2	公共地域と施設	11
13-3	工作材料	11
13-4	スカウト用品販売	11
第 14 章	プログラム	11
14-1	プログラムの基本	11
14-2	プログラムの区分と内容.....	11
14-3	標準日程.....	12
14-4	対班競点プログラム.....	12
第 15 章	服装と携行品	12
15-1	服 装	12
15-2	携行品.....	13
第 16 章	配 給.....	13
16-1	食糧等の配給	13
16-2	燃料及び不要物の処理	13

第 17 章 輸 送.....	13
17-1 輸送の原則	13
17-2 輸送の方法	13
17-3 車両の規制	14
17-4 使用地形図	14
第 18 章 保健及び救護衛生	14
18-1 個人衛生	14
18-2 救護所.....	14
18-3 救護処置の範囲	14
18-4 環境衛生.....	15
第 19 章 災害時の緊急措置	15
19-1 方 針	15
19-2 情報の収集	15
19-3 退避の発動	15
第 20 章 見学隊の来訪.....	15
第 21 章 参観者の来訪.....	16
第 22 章 その他	16

別添 交通案内図

第1章. 開催の趣旨

「第20回兵庫連盟合同野営大会」は、兵庫のスカウト運動が歩んできた72年の時の流れを振り返り「スカウティングの原点」を再認識する大会であり、県下のスカウトが一同に集う、県下最大の野営大会である。

大会実施に当たっては、スカウティングの原点に立ち戻り、創意と工夫に満ちた野営生活を通して、平素培った訓練成果を競い合い、班制教育を基盤とした自発活動を基に、たくましく生きる力を育む。

また、HHAC2024 を同時開催し、県下のベンチャースカウトによる高度な野外活動と自己の身体的、精神的発達を図る。更に、地域社会との共生を図り、スカウト運動の発展と躍進を期することを目的に開催する。

第2章. 名称

第20回兵庫連盟合同野営大会（Hyocam 2024）

第3章. テーマ

「ウッドクラフト～スカウト野営の実践～」

ウッドクラフト(森林生活術)は、最小限の装備で森に分け入り、普段の訓練で培った知識、技能をもとに班の仲間とともに自分たちの生活サイトを構築し、どんな場所でも快適な生活ができることにある。

本大会では、本来あるべきスカウト野営の姿を追求し、年間通して活動してきた班が自分たちの自慢できる班サイトの構築を目指し、県下スカウトの交流を促進する。

第4章. 主催・後援

4-1 主催

日本ボーイスカウト兵庫連盟

4-2 後援(依頼予定)

兵庫県

兵庫県教育委員会

公益財団法人兵庫県青少年本部

宍粟市

宍粟市教育委員会

一宮町東公文自治会・森林組合

一般財団法人兵庫県ボーイスカウト振興会

第5章. 会場の地理的条件

5-1 会場

轆轤師の森キャンプ場（通称:ろくろしの森キャンプ場）

住所 兵庫県宍粟市一宮町公文 1-4 （北緯35度12分 東経134度38分）

5-2 会場の背景

轆轤師(ろくろし)という地名は、木工ろくろを使ってお椀などの木地をつくる職人のことを中世の呼び名で「轆轤師」と呼んでいたことから発生したと考えられ、轆轤師が、良材を求めて山野を移動した職人集団の居住に適した場所であったことをうかがい知ることができる。

藤無山のふもとに位置し、氷ノ山を後背に周囲には若杉高原、音水湖など豊かな自然に恵まれている。

5-3 公共交通アクセス

神姫バス「山崎」から「横山」行き 「三方小学校下」下車徒歩45分、約3km
もしくは 「横山」下車徒歩 39 分、約 2.7 km

5-4 道路アクセス

中国自動車道「山崎IC」から約27km、乗用車で約45分

第6章. 開催期間

6-1 期 間

本大会は、令和6年8月13日(火)に始まり、8月 18日(日)をもって終了する。

6-2 開場と閉場

会場は、8月12日(月)に開場し、8月19日(土)に閉場する。

(期間外は、大会本部、地区関係の設営及び撤収・回収日で、大会本部要員や地区関係者の作業を受け入れる)

6-3 参加者の入・退場

- (1) 参加隊は、8月13日(火)13時までに会場に到着、諸手続きを済ませ設営実施後、開会式に望む。
- (2) 退場は、8月18日(日)朝食後、撤営に取りかかり点検を受けた後、正午までに完了する(閉会式の時間は現在調整中)。
- (3) 大会前後で会場での活動希望の参加隊は、事前に総務部に申請し、期間外も大会会場にて活動することができる。ただし、生活施設の利用は、本来の轆轤師キャンプ場に設置された施設に限られ、野営場の使用料等も自団で対応すること。

第7章. 参加者・参加資格

7-1 参加者

総員約600人(スカウト500名+指導者他成人100名。カブ・ビーバー等の見学者を除く)を見込む。

- (1) 兵庫連盟に加盟登録しているボーイスカウト及びベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者、地区関係者、大会本部要員など
- (2) 他府県連盟スカウト隊
- (3) 外国スカウト隊
- (4) ガールスカウト隊

7-2 参加資格

(1) 申込条件(ボーイスカウト)

- ① 兵庫連盟に所属する初級以上の身体強健であり、本大会の野営生活に耐えられると隊長が認めた者。
- ② 4名以上の班を形成すること。
- ③ 原隊指導者(原隊が所属する団指導者含む)が、開催期間にわたり参加すること。

(2) 申込条件(ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者)

- ① 兵庫連盟に所属するスカウト及び指導者で、身体強健であり、本大会の野営生活に耐えられる者。
 - ② 地区の支援を受けていること。
 - ③ 大会本部、地区、隊に奉仕する者。
- (2) 兵庫連盟から委嘱された各分野における専門家。
 - (3) 他府県連盟スカウト隊、外国スカウト隊、ガールスカウト隊は、所属連盟を通じて友団として参加申請し、大会本部から認められた者。
 - (4) 宍粟市内の子ども会をはじめとする友好青少年団体から推薦された者。

第8章. 参加費

8-1 参加費

- (1) 参加するスカウト、指導者(大会本部要員を含む)の参加費は、一人当たり 15,000 円とする。途中参加の者の参加費についても、同様とする。
- (2) 友好青少年団体の参加者は、その参加日数・方法等から別途連絡する。
- (3) 大会の設営、撤営、運搬のみ参加の支援者(スカウトの入場～退場を除く期間)は、参加登録は別途行い、参加費用を免除する。参加費を支払わない者の宿泊・食事は、禁止する。

※ 納入参加費(仮申し込み金を含む)は、大会本部の承認を得て、地区内の他の参加者に振替ることができるが、払戻はしない。

8-2 参加費の使途

- (1) 8月13日(火)の夕食から8月18日(日)の昼食までの15食分の配給食材費 (ただし米・氷・調味料等(後記)は含まない。氷等有料配給品については別途連絡する)。
- (2) 参加章および配布資料(ID カード他)
- (3) 会場の設備費、運営費、プログラム活動費(有料プログラムは除く)、会場使用料
- (4) 会期中の会場内における救護及び衛生費
- (5) 会期中の保険料他

第9章. 参加章と入場許可

期間内の会場への入場は、ID カード又は入場章の着用者に限る。

- (1) 参加者は、参加章を右ポケットの中央に着用する。
- (2) 日々の入退場の管理は、地区にておこなう。
- (3) 見学・支援者等参加章のない者は、大会本部が会場入り口で入場章を発給する。

第10章. 参加申し込み

10-1 仮申し込み

- (1) 各団は、仮申し込み書(別紙①)と参加者1名につき 3,000 円(仮申し込み金)を令和6年3月20日までに所属地区ごと取りまとめて、兵庫連盟事務局に提出する。
 - ① 大会本部、地区等奉仕者の名簿
 - ② 各団参加隊別スカウト及び指導者の名簿
- (2) 人員及び荷物の輸送方法は、地区ごと輸送アンケート(後日送付)で提出する。

10-2 本(確定)申し込み

- (1) 本(確定)申し込みは、本申し込み書(後日送付)に必要事項を記入し、参加費残金を添え、所属地区ごと取りまとめて、**2024年5月28日**までに兵庫連盟事務局に提出する。
- (2) 兵庫連盟事務局は、本(確定)申し込みを受け付けた後、参加章その他の支給物品及び書類を、地区窓口担当を通じて事前に各団に送付する。

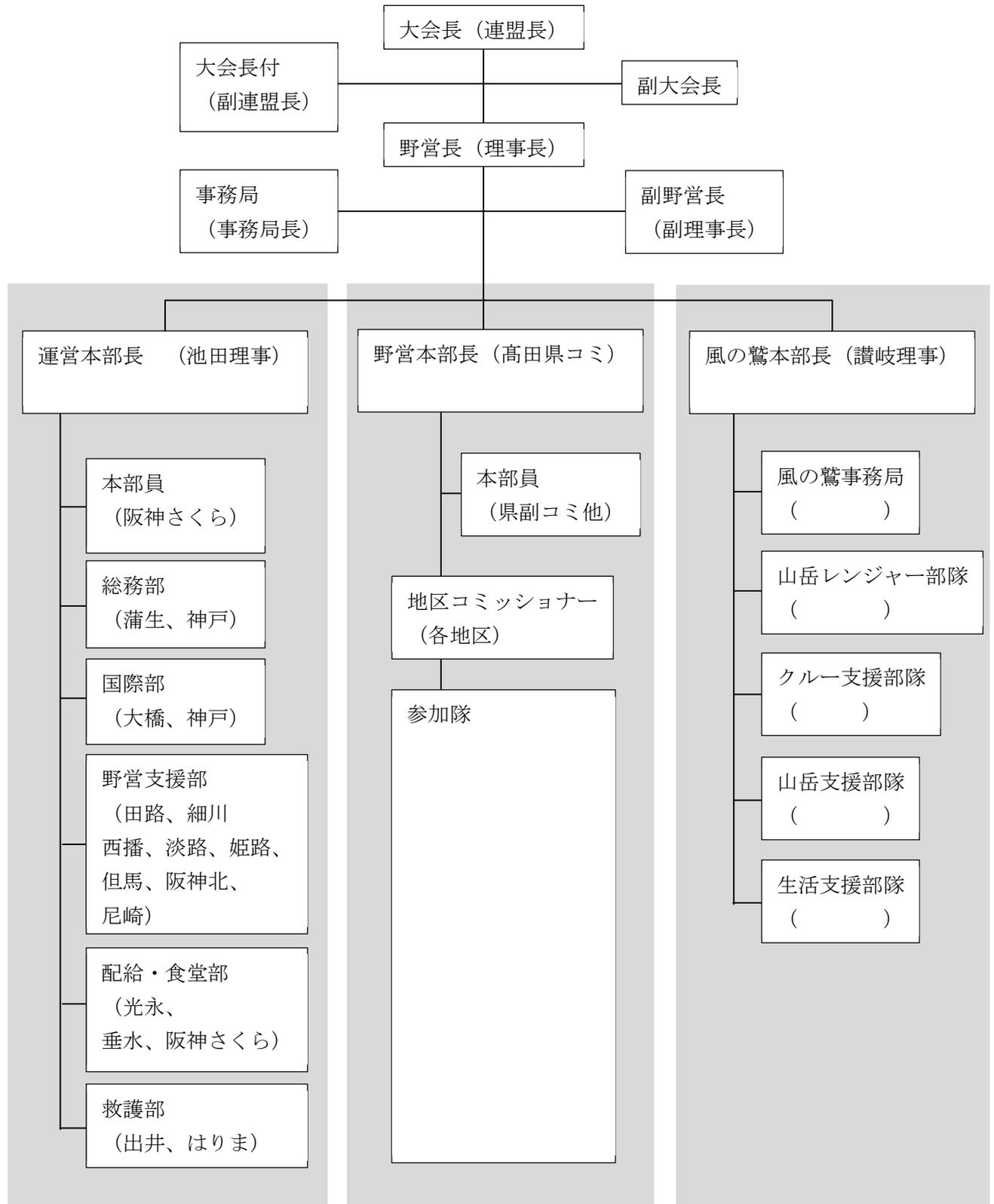
第11章. 到着手続き

各参加隊は、**8月13日(火)13:00**までに所属地区を通じて大会運営本部に到着手続きをおこなう。

第12章. 組織と運営

12-1 運営組織

本野営大会の運営組織は、以下の通りである(地区担当は、仮あてはめ)。



12-2 参加隊編成

4名以上のスカウトおよびその隊の指導者からなる1個班以上で構成する隊で参加する(原隊参加が基本)。ただし、原隊独自で隊、班の構成が難しい場合は、地区にて近隣団と合同の班編成を調整し、隊を編成する。なお、複数班をもって編成隊とするかは、地区にて判断する。

12-3 運営本部の任務

運営本部の主要な任務は次の通りであるが、簡素に運営する。

- ① 本部運営の円滑な推進に関すること。
 - ② 各業務の調整と管理に関すること。
- (1) 総務部
- ① 大会本部の管理、各部門の連絡に関すること。
 - ② 大会役員及び奉仕者の人事、受付に関すること。
 - ③ 参加者の予定申し込み、確定申し込みに関すること。
 - ④ 文書、郵便物の授受、発信に関すること。
 - ⑤ 予算、決算および資金の管理、金銭の出納に関すること。
 - ⑥ 大会参加人員の取りまとめ。
 - ⑦ 大会中の外部広報に関すること。
 - ⑧ 危機管理に関すること(気象情報の取得・伝達を含む)。
 - ⑨ 大会全般の記録と報告書作成に関すること。
 - ⑩ 組織内および他団体への案内に関すること。
 - ⑪ 来賓、ガールスカウト、友好青少年団体、一般参加者に関すること。
 - ⑫ スカウト用品販売に関すること。
 - ⑬ 迷子、遺失物の処理に関すること。
 - ⑭ その他各部門の担当に属さない業務に関すること。
- (2) 国際部
- ① 台湾・桃園隊の受け入れに関すること。
 - ② 台湾・桃園派遣団の受け入れに関すること。
 - ③ その他、外国スカウトに関すること。
- (3) 野営支援部(輸送関係含む)
- ① 大会本部における設営、管理、撤営に関すること。
 - ② 会場内の警備、火災、盗難の防止。
 - ③ 輸送、車両運行に関する統制、管理。
 - ④ 道路、駐車場の管理と指導。
 - ⑤ 会場内の消毒、害虫駆除に関すること。
- (4) 配給・食堂部
- ① 参加者の食事の献立の立案と食料品等配給品の調達と配給に関すること(非常時も含む)。
 - ② 廃棄に関すること。
 - ③ 本部要員における食事の配給に関すること。

(5) 救護部

- ① 本部救護所の設置と運営。
- ② 病院、支援機関との連絡調整。
- ③ 一般参加者、見学者の救護に関すること。
- ④ 大会参加者の安全・衛生についての指導及び啓発に関すること。

12-4 野営本部の任務

(1) 参加隊

- ① 参加形態によってもスカウト野営の水準維持のための助言・支援。

(2) 全体行事

- ① 大会本部所管の開閉会式及び全体行事に関すること。
- ② 大会期間中の情報提供に関すること。
- ③ プログラムの支援に関すること。

(3) 野外生活プログラム

- ① 野営場の規律の維持に関すること。
- ② スカウト野営の水準維持のための助言・支援。
- ③ 設営、管理、撤営に関すること。

(4) ベンチャー、ローバースカウトに関すること。

- ① 大会に参加するベンチャー、ローバースカウトの集いに関すること。
- ② その他、ベンチャー、ローバースカウトの活動に関すること。

(5) 地区

- ① 地区地割り内における管理、運営(地割含む)。
- ② 入退場者の管理及び本部への報告(1日1回)。
- ③ 地区関係者及び隊指導者の生活に関すること。
- ④ その他、地区に関すること。

(6) 連絡会議(地区からは、地区コミッショナーが参加(代理副コミッショナー可))

- ③ 毎日定時に実施する。
- ④ 対班競点プログラムの準備や運営、合同・交流プログラムに関する連絡・調整。
- ⑤ 大会の公共作業(清掃や施設管理など)の運営及び分担。
- ⑥ その他、大会参加上の諸問題の解決を図る場。

12-5 風の鷲本部の任務

別紙にて記載

第13章. 大会本部が用意する諸設備

13-1 設営地

- (1) 大会本部は、各地区に設営地を割り当て、地区は各隊に設営地を割り当てる。
- (2) 各隊は、割り当てされた設営地内について責任を持つ。特に火の取り扱いに留意し、絶対に山火事を起こさないこと。

13-2 公共地域と施設

- (1) 大会主会場、各種プログラム会場は、既存の施設、自然の地勢を利用する。
- (2) ゲート(大会幕)、ステージ、会場内通路等、既存施設・物品を使用する。
- (3) 駐車場は、御形神社駐車場を使用する。
- (4) 大会本部要員、地区関係者の宿泊施設は設けない。指定された区画で各自野営する。
- (5) 各種付帯設備
 - ・トイレ:既存施設、仮設トイレ
 - ・シャワー:渓谷の水を使用したものを仮設予定(温水なし、洗剤使用不可)
 - ・水道:既存施設(水汲みのみ使用)

13-3 工作材料

工作用材料は、地区の支援により各隊で準備持参、持ち帰ること。

13-4 スカウト用品販売

記念品等はろくろしの森キャンプ場では販売しないが、事前に案内し、隊ごと注文を受ける。

第14章. プログラム

14-1 プログラムの基本

- (1) 本大会(ボーイスカウト部門)は、スカウト野営を実施することを旨とする。

スカウト野営とは、不便な森の中で、いかに楽しく、快適に過ごすか工夫し、日々の改善を中心とするものであり、その主体は班である。班では、特にプログラムが設定されていない空き時間(Spare Time)を有効に活用する。そこでの自発活動が班の実力の見せ場である。指導者は、班の自治、自発活動を促すために評価・指導はするが、災害などの緊急対応時を除き、スカウトの生活に直接便宜を図ることはない。そのため、これを実現するには、長期の訓練が必要となる。とりわけ班長を中心とした班活動を十分に経験しておくことが肝要である。

- (2) 大会プログラムは、友情に基づいた競争(対班競点プログラム)の機会が設けられる。さらに、各参加隊は、独自や他隊との合同で、自然・歴史・地域文化の探訪などロケーションを生かした冒険心あふれる活動にも取り組む。

これらの活動は全て、ちかい・おきての実践、そなえよつねに、日日の善行、スマートネスなど、スカウト精神が中心になるのはいうまでもない。

スカウト精神に基づく本大会は、兵庫連盟全てのボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者が一同に集い、経験を振り返り、語り合うまたとない機会となる。

14-2 プログラムの区分と内容

大会プログラムは、全体行事と参加隊活動に区分される。

(1) 全体行事

開会式、閉会式を全体行事とし、大会本部が企画・運営する。全体行事には参加者全員が参加する。

(2) 参加隊活動

プログラムの基本に則り、スカウト野営を実施することが、参加隊活動の大きな柱である。点検・講評や朝夕の集い、班長会議などは、野営基準を維持するために参加隊が行う。

その上で対班競点プログラムへの挑戦や、ハイキングや営火などの隊活動、参加隊どうしでの合同・交流プログラムを行い、野営生活を満喫する。

(3) 提供プログラム

合同野営参加の全班が参加できる対班競点プログラムを複数準備し、1年かけて班で訓練したスカウトスキルを存分に発揮し、閉会式で優秀な成績を収めた班を表彰する。

14-3 標準日程

期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
日程	8月13日 (火)	8月14日 (水)	8月15日 (木)	8月16日 (金)	8月17日 (土)	8月18日 (日)
午前	入場開始	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	撤営 退場
午後	設 営	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	
夜間	開会式	営火・交流会	営火・交流会	営火・交流会	閉会式 (未定)	

※ 宗教儀礼を予定

※ 外国スカウト(台湾桃園スカウト派遣団)は、1～3日目に滞在予定

※ 海外派遣団(台湾桃園派遣団)は、13日開会式を見学予定

14-4 対班競点プログラム

いくつかのスカウト技能について、あらかじめ公開された内容に従って、友情に基づいた競争(対班競点)の機会を設ける。希望する競技に班単位で参加し、優秀班を目指して挑戦する。各競技は、班員全員で取り組む必要があるため、大会までの班活動で十分に練習を積んでおくことが、優秀班への近道である。

第15章. 服装と携行品

15-1 服 装

(1) 参加者の基本服装は正装とし、制服の右ポケットに参加章を着用する。

(2) IDカード、健康保険証(写し)、健康調査カードを常に携行する。

- (3) 開・閉会式、朝礼、スカウトOWN・サービス、場外プログラム参加時、その他の公式の場は正装(県連キャップも認める)とする。
- (4) 場内各種プログラムに参加する時は、事前に定められた服装とする。

15-2 携行品

個人携行品、隊携行品については、参加者が自主的に判断し携行する。

個人携行品：スカウト自身で携行する。

隊携行品：地区支援の元、各隊にて判断する。

第16章. 配給

16-1 食糧等の配給

- (1) 配給は、8月13日(火)夕食分から8月18日(日)昼食分までとする。
- (2) 献立は原則参加班ごとの自由とするが、標準献立表を別途示す。
 - ・ 標準献立表により生鮮野菜・肉・魚等を配給する。
 - ・ 米、レトルト類、調味料などは配給しない。
 - ・ 氷等有料配給品については別途連絡する。
- (3) アレルギー体質の参加者がいる場合は、参加隊にて対応を検討すること。
- (4) 本部から地区へ一括配給をおこなう。地区は、受け取り容器、運搬具等を事前に用意しておくこと。

16-2 燃料及び不要物の処理

- (1) 燃料は薪とし、大会本部より一定数を配給する。不足分は野営地内の倒木、伐採木等を燃料用薪とする。
- (2) 設営地では「立ちかまど」を使用し、直火は禁止する。
- (3) 防火用水を準備する。
- (4) 不要物の処理
本部から地区へ配給時には過剰な包装物を省いて渡すが、段ボール等梱包材、不要となった食材、食材をふき取った紙、食材を梱包していた紙、油を吸着した紙等は、地元自治体への煙害防止のため焼却処分とせず、大会本部で回収する(本対応は、今回の開催場所が、燃やすものは薪のみとする取り決めによる)。

第17章. 輸送

17-1 輸送の原則

- (1) 参加するスカウトは、地区にて手配する輸送形態で参加する。なお、貸し切りバスを使用する場合は、県にて斡旋する(事前に輸送アンケートを行い、県連にて調整する)。
- (2) 参加隊の備品等の輸送については、各地区にて対応する。但し、会場への搬入、搬出は、安全のためスカウトの入場前、退場後に行う。

- (3) 指導者、支援者、見学者等の車両は、御形神社の専用区域内に駐車すること。遅れて参加するスカウト・指導者においても同様とする。

17-2 輸送の方法

参加隊の人員及び貨物は、最終ページに記載の会場付近の略図に従い、地区または隊にて準備する。

17-3 車両の規制

- (1) 集散時のバス・トラックは、一定のルールのもとで運行する。
- (2) 会期中、近隣自治会内における車両の通行は禁止されている。送迎用の個人車両の通行も認めていないため、御形神社より徒歩にて入場のこと。
- (3) 大会本部などの運営車両、緊急対応車両は、別途定める。
- (4) 市町、警察、報道、郵便、消防などの用務車両は、優先する。

17-4 使用地形図

国土地理院発行 25,000 分の 1 「神子畑」の左部の地域である。
(参考周辺図「音水湖」)。

標高340mm 北緯 35° 12' 46" 東経 134° 38' 9"

第18章. 保健及び救護衛生

18-1 個人衛生

- (1) 参加者は、隊指導者のもとに保健衛生に充分留意する。
- (2) アレルギーの薬などを冷蔵庫にて保管しなければならない薬剤を持参する場合は、事前に大会本部へ申し出ること。
- (3) 救護所の指示により、隔離等感染防止処置がとられることもある。

18-2 救護所

参加者の救護の万全を期すため、8月12日(火)12時より8月18日(日)12時まで、次の救護所を設置する。必要がある場合は、隊で適切な処置を施したうえ、大会本部救護所に連絡する。

- (1) 大会本部救護所
- (2) 大会本部が委託する病院、医院

18-3 救護処置の範囲

本部救護所での処置内容

- (1) 医師所在の場合は、患者の診断、治療は、医師が担当する。不在の場合は、委託する病院、医院まで関係者が送致する。
- (2) 隊指導者は、患者の健康調査カードと健康保険証(写し含め)を携行し、引率にあたること。

18-4 環境衛生

(1) 共同施設の使用

快適な野営生活をするため、便所その他の共同施設の使用は、使用者が汚さないように留意し、清潔にする。

(2) ごみ

野生動物対策のため、生ごみの放置、埋没等は禁止する。

(3) 排水

参加隊の生活排水は、自然還元する。但し、油は紙に吸着させ、フィルターにて固形物を除去する。

(4) 洗剤等の使用

自然還元用の地球にやさしい洗剤を使用する(スカウトハンドブック・ベーシック p.272 〈バイオ洗剤〉を参照)。

第19章. 災害時の緊急措置

19-1 方針

台風、豪雨、地震等の天災で、野営生活の維持が困難となり、かつ参加者の安全を図る必要が生じたときは、大会長の決定に基づいて一時、場外施設に退避する。

19-2 情報の収集

運営本部長は、総務部とともに気象情報に注意し、台風、豪雨、地震等の襲来を早期に予知することに努め、参加者に警告する。

19-3 退避の発動

大会長の決定にも基づき、退避について野営長が野営本部長、各地区コミッショナーを通じて各参加隊長に指示する。

(1) 収容計画

別に示す。

(2) 退避する参加隊の行動基準

退避を指示された参加隊は、キャンプサイトを時間の許す限り、寝具、配給された食糧及び個人携行品を取りまとめ、予め指示された場所に集結し、所定の退避場所へ移動する。

(3) 参加隊は、指導者の一部を残留させ、隊野営地の監視にあたる。

第20章. 見学隊の来訪

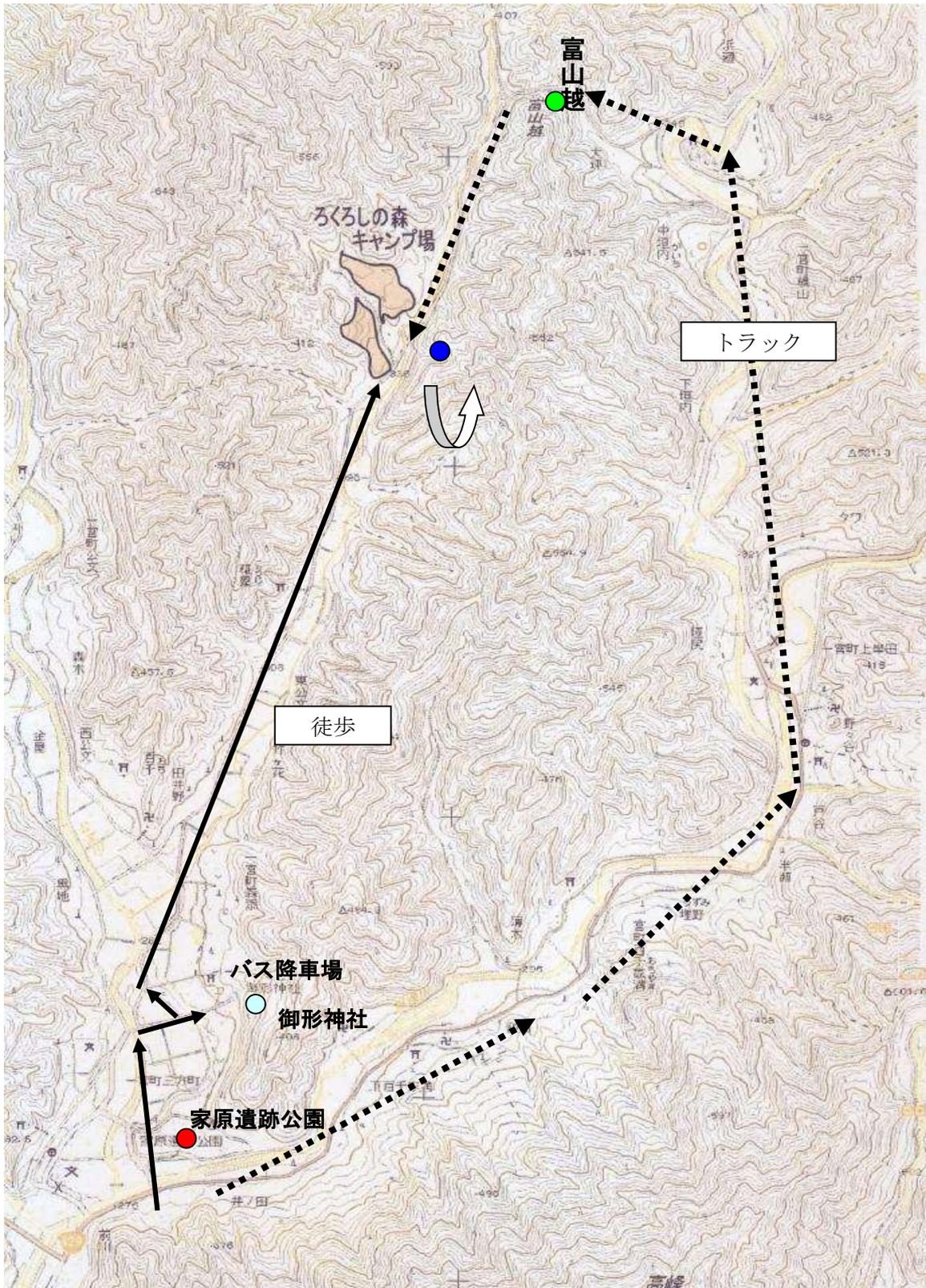
ビーバースカウト、カブスカウト隊の見学は、おおいに歓迎するが、事前に地区を通じて大会本部に申込みを行う。見学隊のプログラムは、それぞれ該当地区、該当団の責任において計画実施する。なお、カブ、ビーバー隊の宿泊は認めない。

第21章. 参観者の来訪

- (1) 大会本部にて受付し、入場章をもらう。
- (2) 参観者の入場は、開催期間中、式典を除き、9時から18時までとする。
- (3) 参観者は必ず入場章をつけて見学する。

第22章. その他

隊指導者の手引き(プログラムガイド等)、Q&A集、安全のしおりなどは、別に発行する。



＜お問い合わせ先＞日本ボーイスカウト兵庫連盟 事務局
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号 兵庫県民会館 8 階
TEL 078-333-1781 FAX 078-330-3365 E-mail : info@bs-hyogo.gr.jp